

仕 様 書

- 1 工事件名 公益財団法人東京都農林水産振興財団立川庁舎
試験圃場作業道の舗装改修工事
- 2 工事場所 東京都立川市富士見町三丁目8番1号
公益財団法人東京都農林水産振興財団 立川庁舎
- 3 建物概要 本館管理棟 : 5,482.41 m²
地下1階 地上2階 鉄筋コンクリート造
農場管理棟 : 760.00 m² 平屋建て鉄骨構造
基礎実験棟 : 180.00 m² 平屋建て鉄骨構造
敷地面積 (上圃場・下圃場) 151,939.65 m²
- 4 工 期 契約締結の日から 平成27年3月27日まで
- 5 前 払 金 本工事は、前払い金を支払うことができる。
- 6 工事概要 工事概要は以下のとおりとする。
① 既設表層アスファルトの撤去
② すきとり
③ 路盤施工及び瀝青安定処理後表層アスファルト舗装
- 7 特記事項 (1) 路盤材料及び施工について
① 車道部の路盤材料は粒調碎石(径40mm以下)とする。
② 耐久性を考慮して透水性舗装は行なわない。

(単位:cm)

密 粒 度(表層)	5
粗 粒 度(二層)	5×2
路 盤	35

(別紙 舗装断面図参照)

③ 舗装取扱範囲は、門扉レール基礎石及び防護柵又は安全施設基礎石の境界までとする。

④ 排水U字溝については、傾きなどを修正し勾配調整を行なうこと。

(2) 路床が岩の場合の区分について

路床が岩の場合の取扱については、局部的に(延長60m未満)の箇所は前後の路盤厚と同一とする。

- 8 適用範囲 この工事は、設計図書に従い施工するが、設計図書に明示されていない事項でも工事の性質上当然必要なものは、監督員の指示に従い施工する。
- 9 現場代理人
の選任 受注者は、主任技術者をあらかじめ選任しなければならない。
- 10 労働安全衛生法に基づく労働災害防止処置等 (1) 労働安全衛生法第30条第1項に規定する処置を講ずべきものとし、本工事の請負者を指名する。この場合における指名への同意は、本工事の請負契約を締結することにより得られたものとみなす。
(2) 上記指名に基づき、労働安全衛生法に規定する事項を労働基準監督署長に報告した場合は、速やかにその写しを監督員に提出する。
- 11 瑕疵等の調査立会 工事目的物の引き渡しの日から、1年以内に瑕疵調査等(工事請負契約第14条に規定する、瑕疵及び不具合を確認するための調査をいう。)を行う場合、請負者はその調査に立ち会うものとする。
- 12 工事の入札 入札又は見積書の提出にあたっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- 13 ディーゼル自動車の排ガス規制 (1) 東京都では、ディーゼル自動車(軽油を燃料とする自動車)の排ガスに含まれる粒子状物質の削減を図るため、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」により、基準を満たさない自動車の運行が平成15年10月1日より禁止されてきたが、自動車から排出される「窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量削減等に関する特別措置法の

一部を改正する法律(平成19年5月18日法律第50号)の改正が行なわれ、平成20年1月1日に施行されている。

この改正法施行と同時に、自動車NOx・PM法適合車のさらなる普及・促進を目的に、同法に適合した車両(乗用車、及び既に国土交通省低排出ガス認定車ステッカーが貼付された車両を除く。)に適合車であることを示すステッカーを貼付する「自動車NOx・PM法適合車ステッカー制度」が施行されている。(貼付は任意)

- (2) 本工事にあたり自動車を使用し、又は使用させる場合は、本施行への早期対応を図る趣旨から新長期規制適合車等を使用すること。
- (3) 工事にあたって自動車を使用し、又は使用させる場合は下記の書類を提出すること。
 - ①使用者報告書
 - ②自動車検査証(車検証)の写し
 - ③粒子状物質減少装着車証明書の写し
(都が指定した粒子状物質減少装置を装着している場合)

14 光熱水費

本工事の施工に伴う光熱水費は、公益財団法人東京都農林水産振興財団の負担とする。

15 発生材の 処 理

この工事により発生した残材その他の処分については、監督員に事前事後の報告書を提出する。

なお、廃棄物の処理にあたっては、「資源の有効な利用の促進に関する法律(通称:リサイクル法)」(平成3年 法律第48号)に基づき再資源化する。資源化不可能な物質については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年 法律第137号)等に基づき、不法投棄等第三者に損害を与えるような行為のないよう、請負者の責任において適正に処理する。

また、速やかに産業廃棄物管理票(マニフェスト)、廃棄物処理契約書及び廃棄物処理業者の許可写しを監督員に提出する。

16 工事記録 写 真

工事記録写真は、現場における工事の進捗状況並びに工事実施の確認を目的として撮影する。

(1) 撮影の要点

撮影地点の整理整頓の上、形状寸法、位置等が判別できるように、一定方向から被写体に平行又は直角に撮影することを原則とする。

また、形状寸法及び位置等を黒板に記入すること。

(2) 撮影時期

施工過程において、撮影時期を失わないこと。

特に工事完了後、確認困難な場所については、規模・構造を明確に把握できるようにすること。

(3)撮影方法

各段階の同一施工箇所を撮影する場合など、位置確認を容易にするため、同一背景を画面に入れること。

17 竣工図

工事が竣工したときは、竣工図面を作成し提出する。竣工図面の作成にあたっては、監督員の承諾を得て設計原図を複写訂正し、竣工原図としてもよい。

種類、内容及び提出部数は次による。

- ①竣工原図 1部
- ②焼付図 見開製本(A3以上) 2部

18 暴力団排除に関する特約条項

暴力団等排除に関する特約条項については、別に定めるところによる。

19 その他事項

契約書に定められた内容に疑義が生じたり、その他の不都合等の関係で履行が困難である場合は、当財団担当者と協議する。

連絡先 〒190-0013 東京都立川市富士見町三丁目8番1号 東京都農林水産振興財団 管理課管理係 担当 山崎 TEL 042-528-0505 fax 042-522-5397
